

〇〇自主防災組織規約（規約例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災組織（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇公民館に置く。

（目的）

第3条 本会は、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における初期消火、避難誘導、避難所運営、救出救命、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の整備に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（班の配置）

第5条 本会は、前条の事業を遂行するため、次の班を置く。

- (1) 消火班
- (2) 避難誘導班
- (3) 救出救命班
- (4) 情報班
- (5) 給食・給水班

（会員）

第6条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

*注

第7条 本会に次の役員を置く。 ・副隊長、監事は若干名 また、副隊長、会計、班長は他の

- | | | |
|---------|-----|----------------------------------|
| (1) 隊長 | 1名 | <u>役員と兼務することができる。</u> |
| (2) 副隊長 | 2名* | <u>・会計、監事は町内会等役員と兼務することができる。</u> |
| (3) 会計 | 1名* | <u>など町内の実情に合わせて選任ください。</u> |

(4) 班 長 5名*

(5) 監 事 2名*

2 役員は、隊員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 隊長は、本会を代表し、会務を総括し、予防活動及び地震等の災害発生時における
応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を行う。

3 班長は、隊員を指揮し、予防活動及び応急活動にあたる。

4 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全隊員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、隊長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること

(3) 事業計画に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、隊長、副隊長、会計、班長、監事によって構成する。

2 役員会は、隊長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと

(2) 総会により委任されたこと

(3) 役員会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震等の発生時における応急対策に関すること
- (5) その他必要な事項

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第16条 監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、○年○月○日から実施する。

〇〇校区自主防災組織連絡協議会規約（規約例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇校区自主防災組織連絡協議会（以下「本協議会」という）と称する。

（事務所）

第2条 本協議会の事務所を〇〇に置く。

（目的）

第3条 本協議会は、各団体及び自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織未結成地区への結成促進に関すること
- (2) 〇〇校区総合防災訓練の実施に関すること
- (3) 他団体との連携・協定の締結に関すること
- (4) 自主防災組織相互の連絡調整・充実強化に関すること
- (5) 避難所の運営に関すること
- (6) 応援要請に関すること
- (7) その他地域防災力向上に資する事項

（会員）

第5条 本協議会は、〇〇校区にある全世帯、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

（役員）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。
- 5 監査役は、本協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本協議会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、役員、自主防災組織の隊長及び関係機関の長をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(会費)

第10条 本協議会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第11条 本協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、翌年 月 日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(付則)

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。